

平成23年度会計事務実地検査の結果

県は、地方自治法第149条第5号(会計規則第191条第1項)の規定に基づき知事が行う会計監督権の行使として実地検査を実施しているところであり、通告方式の「巡回指導(一般検査)」と無通告方式の「特別検査」の2種類があります。

会計事務全般について巡回指導を行うとともに、平成13年度からは、会計事務に起因する不祥事の未然防止と適切な会計事務処理の確保を目的に、無通告方式の特別検査を実施しています。

平成23年度における実地検査の結果については、次のとおりです。

1 検査の実施方法

(1) 検査体制

- 検査期間 平成23年5月～11月(延べ検査日数239日、延べ検査員数632名)
- 検査員
出納事務局長、出納管理課長、出納管理課総括管理監、出納管理課出納審査監、各振興局(事務所)出納課長、出納管理課職員(併任職員を含む)、各振興局(事務所)出納課職員(計69名)

(2) 検査方法

- 巡回指導
通告方式で、平成23年度の県の一般会計に係る予算執行に関する会計書類を対象として実施しました。
- 特別検査
無通告方式が有効な項目として現金・金券類・金庫の管理状況に特化して実施しました。

(3) 検査実施機関

巡回指導については、全単独地方機関の148機関を実施しました。
特別検査については、全機関から抽出し、91機関(本庁15機関、総合庁舎内地方機関22機関、単独地方機関54機関)を実施しました。
(単独地方機関については、平成22年度から24年度までの3年間で全機関の特別検査を実施することとしています。)

2 検査方針

【巡回指導（一般検査）】

(1) 基本方針

- 会計事務の適正な執行確保
- 職員の資質向上、職責の認識の向上

(2) 検査内容

- 会計事務全般（以下、重点検査項目）
 - ・現金・金券類の管理の状況（金庫の管理状況）
 - ・生産物売払による収入事務及び野帳の管理状況
 - ・物品の管理状況
 - ・前年度における巡回指導、監査指摘等の改善状況
 - ・県政再生プログラムの事実確認（(3)で詳細を記述）

(3) 事実確認の内容

県政再生プログラムの再発防止策として、下記の経費について支払の根拠となる事実があるかを会計書類、現物の確認及び聞取調査により確認しました。

（単位：件数）

賃 金	旅 費	対外交流費	修繕料	備品購入費	合 計
2 8 7	4, 3 2 8	—	7 8 8	5 5 2	5, 9 5 5

確認対象及び方法は、下表のとおりです。

	対 象 機 関	方 法
ア賃 金	・単独地方機関のすべての支出	○雇用の事実確認 ・雇用台帳、雇用通知書、事務分掌表、職員配席図等による確認 ・必要に応じ本人に対して面接、電話調査
イ旅 費	・単独地方機関のすべての支出	①概算払旅費のすべての支出について確認 ②精算旅費は連続しない2ヶ月分を確認 ・会議の開催通知等旅行の目的を明示する書類確認 ・泊付については、宿泊の事実確認書による確認 ・必要に応じ本人に対して面接
ウ対 外 交 流 費	・単独地方機関のすべての支出	○電話により債権者に対し、開催の事実、出席者数、料理単価等の確認
エ修繕料	・単独地方機関の支出	○修繕案件が6件以上の場合は5件を抽出 ・写真又は直接現物を確認 ・必要に応じ履行確認を行った者に聞き取り調査
オ備品購 入 費	・全機関の支出	○H23年4月以降の支出で6件以上の場合は5件を抽出 ・物品一覧表の登録状況の確認 ・当該備品の実在を確認

【特別検査】

(1) 基本方針

- 会計規則等に基づき適正に会計事務処理が行われているか
- 内部チェック体制は機能しているか

(2) 検査内容

- 現金・金券類の管理状況
- 金庫の管理の状況

3 検査結果

【巡回指導（一般検査）】

(1) 検査結果の概要

- 事実確認において、事実を確認できなかったものはありませんでした。
- 指摘を受けた機関は実施機関全体の約29.1%でした。
- 指摘内容別では、支出事務関係が多くなっています。

【部局別指摘状況】

	実施機関数	指摘機関数	指摘件数
知事部局	42	13	16
教育委員会	84	29	44
学校	78	27	39
その他機関	6	2	5
警察本部	22	1	2
合計	148	43	62

(単位：件数)

	合計	知事部局	教育委員会		警察本部
			学校	その他機関	
1 内部牽制の状況	7	1	5	1	0
2 内部管理の状況	1	0	1	0	0
3 前回指摘事項の状況	2	0	2	0	0
4 現金・金券類の取扱い状況	3	1	2	0	0
5 財産・物品管理管理	5	2	3	0	0
6 収入事務関係	6	1	3	2	0
7 契約事務関係	12	4	7	0	1
8 補助金関係	0	0	0	0	0
9 支出事務関係 (再生プログラム関係)	26	7	16	2	1
合計	62	16	39	5	2

(2) 指摘事項（主なもの）

① 内部牽制・内部管理の状況（8件）

- ・初歩的なミスが散見され、会計書類がチェックされていませんでした。
- ・事前の伺いがないまま発注が行われたり、延滞金が発生するなど、著しく不適正な会計処理となっていて、内部牽制機能が欠如していました。
- ・出納員口座の資金滞留が報告されていませんでした。

- ② 現金・金券類等の取扱い状況（3件）
- ・現金収入があつたにもかかわらず、現金出納簿に記載されていませんでした。
 - ・現金領収証書に押印する受領印を、誤って文書收受印で押印していました。
 - ・生産物売払収入があつたにもかかわらず、現金出納簿に記載されていませんでした。
- ③ 財産・物品管理（5件）
- ・物品処分の際に、事前に所属長の承認を得ないで処分していました。
 - ・物品管理台帳の登録漏れや登録誤りがありました。
- ④ 収入事務関係（6件）
- ・収入調定において、手続の遅延、調定額の算定誤りがありました。
 - ・督促状が、納期限後20日以内に送付されていませんでした。
- ⑤ 契約事務（12件）
- ・契約審査会の議事録が作成されていませんでした。
 - ・契約金額が50万円を超える契約について、請書が徴取されていませんでした。
 - ・契約保証金を免除するための手続が執られていませんでした。
- ⑥ 支出事務関係（26件）
- ・支払事務において、支出科目や支払先の誤りがありました。
 - ・支払事務において、制度の認識や積算の誤りにより、旅費を過大に支給していたものがありました。（旅行諸費の支払対象誤り、路程の算定誤り、発着地の誤り、自己負担経費の旅費支給、領収書の確認誤り）
 - ・支払事務において、必要な証拠書類が添付されていないものがありました。（請求書、所属長証明）
 - ・支払遅延により遅延金が発生していたものがありました。
 - ・施設の電気料金が職員個人の資金で支払われていました。
 - ・予定価格や予定数量の積算根拠が示されていないものがありました。
 - ・非常勤講師等の報酬の支払遅延、勤務時間数の誤りによる過支給がありました。
 - ・社会保険料やガス代等の継続的経費について、支払年度区分が誤っていたものがありました。

【特別検査】

(1) 検査結果の概要

- 説明のできない現金・金券類はなく、事務処理において一部指摘を行ったものの、概ね適正に管理されていました。
- 指摘を受けた機関は、実施機関全体の約11.0%でした。
- 指摘内容別では、現金・金券類等の取扱いや帳簿の不備等の内部管理についての指摘がされています。

【本庁・地方機関別指摘状況】

	実施機関数	指摘機関数	指摘件数
本 庁	18	1	1
地 方 機 関	73	9	10
総合庁舎内	22	3	3
単 独	51	6	7
合 計	91	10	11

(単位：件数)

	合 計	本庁	地方機関	
			総合庁舎内	単 独
1 内部牽制の状況	0	0	0	0
2 内部管理の状況	5	1	2	2
3 現金・金券類の管理状況	6	0	1	5
合 計	11	1	3	7

(2) 指摘事項（主なもの）

- ① 内部牽制の状況（指摘無し）
- ② 内部管理の状況（5件）
 - ・特定消耗品の消耗品出納簿、消耗品供用整理簿が未整理、未作成でした。
 - ・現金出納簿に出納員の引継ぎの連署がされていませんでした。
- ③ 現金・金券類の管理状況（6件）
 - ・現金出納簿の記載漏れがありました。
 - ・生産物販売のためのつり銭について、販売のない日に出納員ではない農場担当教諭がこれを保管していました。
 - ・郵便切手について消耗品供用整理簿に記載漏れがありました。

4 結果の分析及び今後の対策（検査のまとめ）

(1) 結果の分析

- 巡回指導で148機関中43機関で62件、特別検査で91機関中10機関で11件の指摘がありました。
- 指摘機関の割合は、特別検査実施当初（平成13年度）の約8割から約3割（会計事務全般を検査した巡回指導（一般検査）の実績）に低下していますが、前年度の約2割から今年度は1割増加しました。
- 指摘内容については、初歩的・単純ミスが大半でした。決裁時のチェックで防止できる支払事務の不備が多く、その要因は収支等命令者、出納員、会計職員の会計事務に対する認識不足によるものでした。
- 会計実地検査における指摘件数は、全体として減少傾向にあるものの、昨年度比で微増しており、指摘の内容や原因を踏まえると、依然として内部牽制が十分に機能していない傾向が見られました。

(2) 今後の対策

上記分析結果から、単独地方機関に特化して継続して実施することにより、研修、情報提供等と併せてさらなる効果を生じるものであること、特別検査については平成22年度から全機関の三分之一を抽出して実施してきたことから、来年度も今年度の方針を継続して内部牽制の一層の強化及び会計事務に係る職員の資質向上を図ることとします。

■ 内部牽制の一層の強化（主体：出納管理課及び振興局・事務所出納課）
<ul style="list-style-type: none">○単独地方機関の会計情報を総合財務会計システムで常時監視するなどにより、必要に応じて随時会計指導を実施し、誤りを未然に防止できるよう審査機能を向上する。○会計事務巡回指導を全単独地方機関で実施する。○巡回指導時に、会計職員の意識、運用状況をチェックし、職責意識の向上を図る。
■ 会計職員の資質向上（主体：出納管理課及び振興局・事務所出納課）
◆ 個別指導等の充実
<ul style="list-style-type: none">○巡回指導時に、会計事務に不慣れな職員の配置状況に合わせ、きめ細やかな指導を実施する。 (審査中の個別事案を題材とした会計指導（OJT）、個別相談)○職員が気軽に相談できる体制(環境)を構築する。 (「出納課主催管内単位の研修会」「出納課への個別相談会」「会計アドバイザー」「ヘルプデスク」「出納管理課各担当」など)○地域の要望に応じた、実践に直結した研修機会を設ける。
◆ 会計情報の提供による自学自習環境の整備
<ul style="list-style-type: none">○職員が目的意識を持って研修に参加できるよう、研修計画を立案する。○職員一人一人の意識改革と職員の会計事務に対する実務能力の向上を図るための情報を、タイムリーでわかりやすく提供する。○県下全職員がどの職場にいても常時自学自習できる環境を整備する。 (最新情報の提供、eラーニングの環境整備)